

職務発明における補償金に関する細則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 351 号

最終改正 平成 24 年 9 月 26 日規則第 38 号

第 1 条 この細則は、高知大学発明規則（以下「発明規則」という。）第 15 条第 1 項及び高知大学技術移転規則（以下「技術移転規則」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、高知大学（以下「大学」という。）の教職員が行った発明等（以下「職務発明等」という。）の補償金について定める。

第 2 条 この規則における用語の定義については、発明規則及び技術移転規則を準用する。

第 3 条 発明規則第 15 条第 1 項に規定する補償金の配分基準は、次のとおりとする。

職務発明等が登録されたとき

国内特許出願	10,000 円
外国特許出願	
意匠登録出願	
商標登録出願	
品種登録	

第 4 条 技術移転規則第 8 条第 1 項の規定により収益（収入）を得た場合、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの総収入について、特許出願関係費用、訴訟対応費用、侵害排除費用及び技術移転等に要した諸費用（以下「諸費用」という。）を除いたものを純利益とし、次の配分基準により補償金として配分する。

知的財産権の実施権許諾等（以下「ライセンス等」という。）に伴う収入を得たとき

配 分 対 象	配分率
発明者	60%
大 学	40%

- 前項に規定する純利益の算出にあたっては、ライセンス等をする国又は地域ごとに計算するものとし、当該国又は地域の収入に対して、当該国又は地域の諸費用を差し引くものとする。
- 前項の収入の根拠となった国又は地域が複数国有り、その内訳が不明確な場合には、全ライセンス等対象国における収入とみなし、当該収入をライセンス等国数で除したうえで、各々の国又は地域において、純利益を算出するものとする。

- 4 ライセンス等の対象に、特許協力条約（PCT）に基づく出願又は欧州特許条約（EPC）に基づく出願が含まれる場合には、当該出願に要した諸費用については、移行国又は地域の数で除したうえで、当該収入の根拠となった国における諸費用に加算し、純利益を算出するものとする。
- 5 前4項の規定に定められていない事項については、発明者と大学との間で誠実に協議し、定めるものとする。

第5条 前2条の補償金の配分基準は、施行後随時見直すこととする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月26日規則第38号）

- 1 この規則は、平成24年9月26日から施行する。
- 2 前項の施行日以前に得た収入の取扱いについては、本改正が発明者にとって有利になる場合には、改正後の細則を適用するものとする。